

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2024年11月14日	
【会社名】	株式会社レスター	
【英訳名】	Restar Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 朝香 友治	
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目10番9号 レスタービルディング	
【電話番号】	03(3458)4618(代表)	
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 二島 進	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目10番9号 レスタービルディング	
【電話番号】	03(3458)4618(代表)	
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 二島 進	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,458,600,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2024年11月14日に半期報告書(第16期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日))を関東財務局長に提出いたしました。また、2024年10月31日に提出した有価証券届出書に係る第三者割当の割当予定先である新光商事株式会社は、2024年11月14日に半期報告書(第72期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日))を関東財務局に提出いたしました。これらに伴い、2024年10月31日に提出した有価証券届出書並びに2024年11月13日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 a. 割当予定先の概要」に記載した事項の一部を訂正するため、当社の半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、添付書類である「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えるため、また、「2025年3月期中間連結会計期間の業績の概要」及び「期中レビュー報告書」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

a. 割当予定先の概要

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補充情報

(添付書類の差替え)

当社が第16期半期報告書を提出したことに伴い、2024年10月31日に提出した有価証券届出書に添付した「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

(添付書類の削除)

2025年3月期中間連結会計期間の業績の概要

期中レビュー報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

(訂正前)

名称	新光商事株式会社
本店所在地	東京都品川区大崎一丁目2番2号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第71期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月25日関東財務局長に提出

(訂正後)

名称	新光商事株式会社
本店所在地	東京都品川区大崎一丁目2番2号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第71期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月25日関東財務局長に提出 半期報告書 事業年度 第72期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月14日関東財務局長に提出

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日) 2024年 6月28日に関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年10月31日)までに、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2024年 6月28日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、2024年 9月24日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第11号、第12号及び第19号の規定に基づき、2024年 9月25日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日) 2024年 6月28日に関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第16期中(自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日) 2024年11月14日に関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年11月14日)までに、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2024年 6月28日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、2024年 9月24日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第11号、第12号及び第19号の規定に基づき、2024年 9月25日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2024年10月31日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2024年10月31日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年11月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年11月14日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。